

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678  
 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◇ マイホームの受贈者が年の途中で死亡した場合

**Q** : 私は、今年初めに30年間連れ添った妻にマイホームを贈与しましたが、先日、交通事故で妻が死亡してしまいました。

亡くなるまではそのマイホームに住んでいたのですが、贈与税の申告前に亡くなった場合は配偶者控除は受けられないのでしょうか。

**A** : 適用を受けることができます。

### 【解説】

贈与税の配偶者控除の特例は、老後の配偶者の生活安定を目的として、その配偶者が老後も引き続いて居住する居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与があった場合に、同一配偶者からの贈与について1回限りの措置として設けられた制度です。

そこで、贈与を受けた居住用不動産は、その贈与を受けた後、その贈与を受けた日の属する年の翌年の3月15日までに現に居住の用に供し、かつ、その後も引き続き居住の用に供する見込みであることが、この特例の適用要件とされています。

ただし、その贈与を受けた居住用不動産に受贈者が現に居住しており、その不動産を今後も引き続き居住の用に供する見込みであったところ、年の途中で死亡したというようなやむを得ない事情により居住できなくなったような場合にまで、贈与税の配偶者控除が受けられないとするものではありません。

ご質問の場合は、居住用不動産の贈与を受けた配偶者が、その居住用不動産を死亡の日まで居住の用に供していれば、贈与税の配偶者控除の適用を受けることができます。

